

## 岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱

平成 2 7 年 5 月 2 1 日

局 長 決 裁

平成 2 8 年 3 月 2 日

局 長 決 裁

平成 2 9 年 3 月 1 日

局 長 決 裁

平成 3 0 年 3 月 1 5 日

局 長 決 裁

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

局 長 決 裁

令和 3 年 1 月 1 2 日

局 長 決 裁

令和 3 年 3 月 3 1 日

局 長 決 裁

令和 4 年 3 月 2 9 日

局 長 決 裁

令和 5 年 3 月 2 2 日

局 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 U I J ターン希望者及び二拠点居住希望者を支援することにより、本市への移住を促進し、地域の活性化を図るため、予算の範囲内において、岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和 4 8 年市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) お試し住宅 本市内にある民間の賃貸物件で、公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会及び一般社団法人岡山県不動産協会加盟の不動産仲介業者が仲介する賃貸マン

ション・アパート、一戸建（貸家）をいう。

(2) U I J ターン希望者 U I J ターンにより岡山県外の居住地から本市への移住を希望する者及びテレワークにより岡山県外の居住地から本市への移住を希望する者をいう。

(3) 二拠点居住希望者 年間を通じ断続的に概ね30日以上、主な生活拠点とは別に本市内に生活拠点を設けて暮らすことをいう。なお、二拠点以上の居住についても本号に含むものとする。

(4) 家賃 お試し住宅に係る1か月分の賃料で、共益費、管理費及び駐車場代を除いたものをいう。

(5) 家賃債務保証の保証料 お試し住宅の家賃債権を保証する家賃保証会社へ支払う保証料をいう。

(6) 仲介手数料 お試し住宅を仲介した不動産仲介業者に支払う手数料をいう。

(7) テレワーク 情報通信技術を利用して行う事業場外勤務等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、お試し住宅を利用する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、お試し住宅を利用するU I J ターン希望者または二拠点居住希望者であって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) お試し住宅の賃貸借契約の名義人であること。

(2) 転勤、結婚又は進学以外の理由であること。

(3) 申請日の直前までに連続して1年以上岡山県外に在住していること。

(4) 国、県又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助、並びに企業等からの住居手当の対象者となっていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、世帯員も含め次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 本市税を完納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、

当該取消の日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限り支給するものとする。ただし、前年度の3月末まで補助金の交付を受けてお試し住宅を利用していた者が引き続き当年度の4月からお試し住宅を利用する場合には、当年度の利用について2回目の支給を行うことができる。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) お試し住宅を利用した期間の家賃。ただし、期間の上限を6月（前条第1項ただし書の場合にあつては6月から前年度の入居月数を控除した月数）とし、3月末までの期限に限る。（以下「補助対象期間」という。）

(2) 家賃債務保証の保証料の相当額

(3) 仲介手数料の相当額（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）

(補助金額)

第7条 補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、各補助額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

家賃の区分	家賃補助額	家賃債務保証の保証料の相当額補助額	仲介手数料の相当額補助額
15,000円まで	0円	48,000円以内の家賃債務保証の保証料の相当額	48,000円以内の仲介手数料の相当額
15,001円から48,000円まで	家賃から15,000円を差し引いた額		
48,000円を超える場合	33,000円		

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、賃貸借契約書に記載されている契約期間初日の30日後までで、かつ当該日が属する年度の3月15日までに岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約に係る契約内容の分かる書類及びそれに付随する書類一式

(2) 賃貸借契約に際して仲介手数料が必要であること及びその相当額の分かる書類

(3) 賃貸借契約に際して家賃債務保証の保証料が必要であること及びその相当額の分かる書類

(4) 補助事業者及び同居する世帯員の住民票。ただし、補助事業者については第4条第1項第3号の要件を満たすことを証明するものであること。

(5) 同意書及び誓約書(様式第2号)

(6) 企業等に勤務しているにもかかわらず、様式第2号の企業等証明欄に記載ができない場合、住居手当の支給がないことがわかる就業規則等のコピー

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書の場合において、次年度に2回目の補助金の交付を受けようとする者が申請書を提出するときは、4月15日までに行うものとし、第1項に掲げる書類を省略することができる。

(交付決定)

第9条 規則第8条の規定による通知は、岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象期間の短縮とする。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条の規定による報告は、岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象期間の家賃の領収書又はそれに代わるもの

(2) 家賃債務保証の保証料の相当額の領収書

(3) 仲介手数料の相当額の領収書

(4) お試し住宅についてのアンケート(様式第5号。以下「アンケート」という。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書の場合においては、初年度分のアンケートの提出を省略することができる。

(補助金額の確定)

第13条 規則第17条の規定による通知は、岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第19条第2項に規定する補助金の交付の請求は、岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付請求書(様式第7号)に、岡山市UIJターン希望者のためのお試し住宅利用補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、規則第20条第1項各号の定める事項のほか、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還及び加算金)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第21条の規定に基づき補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとし、補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、規則第22条の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



同意書及び誓約書

岡山市長 様

申請人  
住所  
〒  
氏名  
生年月日 年 月 日

以下の事項について、同意及び誓約します。

1. 同意事項

- (1) 私及び同居する世帯員の岡山市税納付状況を岡山市長が閲覧・確認することに同意します。
- (2) 岡山市への移住状況を確認するために、岡山市長が必要な範囲において住民基本台帳の記載事項を確認することに同意します。
- (3) 私及び同居する世帯員は、岡山市長が岡山県警察本部に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号への該当の有無について照会することに同意します。

2. 誓約事項

- (1) 私及び同居する世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）ではないこと（以下「暴力団員」という。）、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。
- (2) 国、県又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助、並びに企業等からの住居手当の対象となっていないことを誓約します。

企業等証明欄

申請人に対し、住居手当を支給していないことを証明します。

企業等名称

印

所在地

企業等証明欄に記載ができない場合の理由：



岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日

申請人（賃借人）  
住所  
氏名

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金
入居物件の名称			
入居物件の住所			
補助対象期間		年 月分 から 年 月分まで	
補助対象金額		家賃額	円
		家賃債務保証の保証料の相当額	円
		仲介手数料の相当額	円
		計	円
交付金額		家賃額に対する補助金額	円
		家賃債務保証の保証料の相当額に対する補助金額	円
		仲介手数料の相当額に対する補助金額	円
		計	円
交付予定時期		補助対象期間終了後	
交付条件		1 補助事業等の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。 2 賃貸借契約等を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 賃貸借契約等が予定の時期内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第4号（第12条関係）

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助事業実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請人（賃借人）

住所

氏名

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金
入居物件の名称			
入居物件の住所			
補助対象期間		年 月分 から 年 月分まで	
補助金等の交付決定通知額		家賃額に対する交付決定額	円
		家賃債務保証の保証料の相当額に対する交付決定額	円
		仲介手数料の相当額に対する交付決定額	円
		計	円
補助金等の経費精算額		家賃額に対する精算額	円
		家賃債務保証の保証料の相当額に対する精算額	円
		仲介手数料の相当額に対する精算額	円
		計	円
補助事業等の経過及び内容			
岡山市への移住予定		<input type="checkbox"/> 住民票異動済み <input type="checkbox"/> 住民票は異動しない	<input type="checkbox"/> 住民票異動予定 <input type="checkbox"/> 未定
添付書類 1 補助対象期間の家賃の領収書又はそれに代わるもの 2 家賃債務保証の保証料の相当額の領収書 3 仲介手数料の相当額の領収書 4 お試し住宅利用に係るアンケート（様式第5号） ※引き続き当年度の4月からお試し住宅を利用する場合には添付不要。 5 市長が必要と認めるもの		* 報告事項審査結果（担当課）	

\* 印の欄は記入しないこと。

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用に係るアンケート

年 月 日

岡山市長 様

申請人  
住所  
氏名

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱第12条第4号の規定により、次のアンケートに回答します。

- ① 今後1年以上、岡山市に住む予定かを教えてください。（番号に○印）
1. 岡山市に住む予定
  2. 岡山市外に転出予定（転出済み）
  3. どちらともいえない
- ② ①で「1. 岡山市に住む予定」に○印をされた方にお聞きします。  
その理由を教えてください。（番号に○、複数回答可）
1. 都市の規模が程よい
  2. 都市生活と自然がマッチしている
  3. 生活が便利である
  4. 自然災害が少ない
  5. 気候が温暖
  6. 自然が豊か
  7. 食べ物や水が美味しい
  8. 物価（地価）が安い
  9. 公共交通機関が充実して便利
  10. 交通の結節点で周辺に出かけやすい
  11. 仕事が探しやすい
  12. 就職先・転職先が決まった
  13. 起業した（起業支援が整っている）
  14. 就農した（就農支援が整っている）
  15. 通信インフラが整っている
  16. 医療体制が整っている
  17. 教育機関が整っている
  18. 自然豊かな環境で子育てができる
  19. 親の介護が必要
  20. 岡山市（岡山県）が出身地である
  21. 親族・知人宅から近い
  22. 住まいを購入した
  23. 趣味が充実している
  24. その他（ )

- ③ ①で「2. 岡山市外に転出予定（転出済み）」に○印をされた方にお聞きします。  
その理由を教えてください。

[ ]

- ④ ①で「3. どちらともいえない」に○印をされた方にお聞きします。  
その理由を教えてください。

[ ]

- ⑤ 移住定住にあたって必要と思う支援やご意見等があればお聞かせください。

[ ]

様式第6号（第13条関係）

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金確定通知書

岡 第 号  
年 月 日

申請人（賃借人）

住所

氏名

様

岡山市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定したので、岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金
補助金等の交付決定通知額		円	
補助事業の経費精算額		円	
補助金等の交付確定額		円	

様式第7号（第14条関係）

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請人（賃借人）

住所

氏名

岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金
補助金等の 交付決定通知合計額			円
交付確定合計額			円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類		岡山市U I J ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金確定通知書（様式第6号）の写し	